

自由と人権

liberty & human rights

NO.6 (2021.6.4)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「漣（れん）」 P1
- ② 「自衛隊にはいろう」 P2
- ③ チラシ配置拒否事件（再弁明書と再反論書） P3～9
- ④ 「第2回裁判ごっこ」 チラシ配置について（前編）
（後編） P9～12
- ⑤ いーたい ほーだい P12
- ⑥ 本の紹介 P8

漣（れん）

漣とほくはいる

二人でいる 野原に座っている

空を見上げている

見えるものは みんな人のものだよ

「うん」と漣は言う

親の僕も頭が弱いが

どうやら息子の漣も似ているらしい

見えないものは ほくらのものだよ

「うん」 はらへったか

「はらへった」

（高田渡 アルバム「フィッシュ・オン・サンデー」より）



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

【訂正とお詫び】

前号 NO.5 でご紹介した絵本、『はせがわくんきらいや』の作者の名前が違っていました。正しくは「長谷川集平」のところ「修平」と誤記してしまいました。お詫びして訂正いたします。

【「憲章」反対陳情裁判（第3回）のお知らせ】

日時：6月18日（金）13時30分
東京地方裁判所立川支部（ラウンドテーブル法廷の予定）
※民事1部書記官室（5階）にお集まりください。
（傍聴参加者は、15分前に5階待合室集合）

右の歌は、表紙「漣」の制作者高田渡（故人）が50年以上も前に歌ってヒットした「自衛隊に入ろう」というフォークソングだ。

これをパロディーや反語的にとらえることは、今でも可能だろうか？

その当時ですら、真剣に怒っていた「革新」派の人たちの存在や、自衛隊からマジで宣伝に使いたいという申し出があったとも聞く。

徴兵制がある韓国や台湾では日常的なようだが、軍隊を舞台としたドラマが日本でも茶の間に登場し始めた。

「自衛隊」と言われる軍隊は、海外にも出ていくし、他国の防衛のためにも闘う。

武器の輸出入はしほうだい、「防衛」のためには先制攻撃も辞さない。

日本はそんな「平和国家」になってしまった。

体制側はやりたい放題だ。

無言でそれを支持する多くの人たちがいる。

憲法はあって無きものとされている。

現状はここまで来ている。

これに対して、憲法を守れというのは正しい。

選挙に行って意思表示、

それ自体としては間違っていない。

ずっと叫ばれてきたスローガンだ。

だが現状はここまで来ている。

「正しい」主張をすることに自足してはいないか、

内輪の盛り上がりになってはいないか、

無言の現状支持層に言葉は届いているか、

プロテクトとしてのフォークソングは、ショーとして聴くものではなく、仲間とカラオケで歌うものでもない。

ひとに求めず、求められず、内的必然だけを頼りに権威、権力に抗して、街で、職場で、地域で歌われるべきものだ。

同時代、一世を風靡した「友よ」というフォークソングがあった。だが、いつしか「現場」では歌われなくなった。

その詞に潜む啓蒙的な二オイが嗅ぎつけられたからではないかと、今では思っている。

みなさん方の中に

自衛隊に入りたい人はいませんか

ひとはたあげたい人はいませんか

自衛隊じゃ 人材もとめてます

自衛隊に入ろう 入ろう 入ろう

自衛隊に入れば この世は天国

男の中の男はみんな

自衛隊に入って 花と散る

スポーツをやりたい人いたら

いつでも 自衛隊におこし下さい

槍でも鉄砲でも 何でもありますよ

とにかく 体が資本です

自衛隊に入ろう 入ろう 入ろう

自衛隊に入れば この世は天国

男の中の男はみんな

自衛隊に入って 花と散る

日本の平和を守るためにゃ

鉄砲やロケットがいりますよ

アメリカさんにも手伝ってもらい

悪い ソ連や中国をやっつけましょう

自衛隊に入ろう 入ろう 入ろう

自衛隊に入れば この世は天国

男の中の男はみんな

自衛隊に入って 花と散る

自衛隊じゃ 人材もとめてます

年齢 学歴はといません

祖国のためなら どこまでも

素直な人をもとめます

自衛隊に入ろう 入ろう 入ろう

自衛隊に入れば この世は天国

男の中の男はみんな

中央公民館長によるチラシ配置拒否事件

—再弁明書と再反論書—

5月23日に前中央公民館長（2021年4月でそれまでの中央公民館長は異動したので、このように表記する）より再弁明書が届く。こちらも次の週には再反論書を提出した。

審査請求を扱う部署である文書課は、独自の取り扱いマニュアルを持たず、総務省の「審査請求事務取扱マニュアル」に従って事務連絡を進めている。それによると弁明書・反論書の提出期限は、事務連絡してから2～3週間となっている。東大和市ではこれを3週間と決め、対象者に連絡をしている。迅速処理を旨とする審査請求において、それで本当にいいのかと疑いたくなる。

2月26日に審査請求を提出してからすでに3カ月以上が経っている。更に再々弁明書、そして再々反論書と続くとなると、いつ終わるのかも見通せない。早く意見陳述に持ち込みたい。

このことに限らず、東大和市の審査請求の進め方にはいくつかの疑問がある。おおもとの行政不服審査法にしても問題なしというわけではないのだが、このことについては落ち着いた段階で改めて報告したい。

前館長による再弁明書とこちらの再反論書を掲載します。再弁明書については言いたいことも多いが、それは再反論書にも書いてあるので、そちらを読んでいただきたい。

再弁明書

令和3年5月20日

東大和市審理員
伊野宮 崇 様

処分行 中央公民館長
越中



審査請求人が令和3年2月26日付けで提起した「東大和市立中央公民館長が、2021年2月24日に審査請求人に対して行ったチラシ設置申請に対する口頭による不許可処分に対する審査請求」（2市審第1号）について、審査請求人は、令和3年4月27日（表記は2021.4.27）付け反論書（以下単に「反論書」といいます。）を提出しました。この内容について、次のとおり再弁明します。

1 審査請求人の反論書の記載内容は多岐にわたり、必ずしも処分行の処分の適法・違法に関するものに限られるものではありませんが、ここでは、処分に關する次の3点に絞って反論するために、再弁明をいたします。

（1）処分行が審査請求人に対して求めた補正が適法なものであること。

（2）補正を行えば配置するのかわという審査請求人の問いかけに対する処分行の回答が拒否処分には当たらないこと。

（3）機関誌「自由と人権」と本件チラシとの取扱いの差が、処分行の行為の違法性の根拠とはならないこと。

以下順次説明します。

2 処分行の補正の求めが適法であることについて

（1）審査請求人は、「自らの主張のとおりに変更しないのであれば配置できない」や、「改変しろ」と言っているのに等しい」（反論書4ページ12行目）などと、処分行の一方的な指示があったかのような主張をしております。しかし、処分行は改変を命じたことはなく、むしろ、チラシの記載のうち、副次的な表記について補正を求めたものであります。しかも「公判日時」や「法廷」といった部分のみに絞って閲覧者の誤解が生じないような形で補正をお願いしたものであります。

（2）しかし、審査請求人は、「タイトルに「裁判ごっこ」とあるのを見れば、

その表記が「シヤレ」「ギヤグ」「ジョーク」「諧謔」の一種であるうことは疑いもない」(反論書2ページ17行目)、「公判があるのか?」「法廷はどこにあるのか?」などという疑問は生じようもない」(同21行目)などと強く主張し、また、当該チラシには連絡先が明記されていることを理由に公民館の管理業務にも支障が生ずることは「あり得ない」(同24行目)と断じて、処分庁の要望が汲み取られる余地は全くありませんでした。

(3) 機関誌のように自己の思想信条を主張することを主たる目的としたものであれば、多少の誇張や諧謔的表記があっても、それは編集者の価値観に基づくものであって、処分庁が関与するものではありません。しかし、催し物の開催チラシの場合は、その性質が大きく異なり、催し物を、いつ、どこで、何が行われるのかという客観的な事実を伝えることを主眼として作成するものであります。来館者がチラシを見て注目する箇所も、「いつ」「どこで」「何が」行われるのかという部分です。このうち、「何が」の部分は、公民館運営事務処理取扱基準に抵触しない限り処分庁が関与することはありません。審査請求人は、係争中の訴訟事件について、提訴に至った理由を「揶揄」するために「シヤレ」の列いた表記を用いたようですが、それが催し物の内容に関する限り、審査請求人の自由であります。処分庁の態度はこの点で一貫しており、催し物の内容に関するチラシの記載だけでなく、実際に開催された「裁判ごっこ」なる集いにおいて何が話し合われたかについても、全く関与しないものであります。

(4) 一方「いつ」「どこで」は、事実を記載する部分であります。チラシの閲覧者が、開催日時や開催場所を確認する部分であり、通常、この部分は、一般的な表記、すなわち、日時であれば「開催日時 令和〇年〇月〇日午後〇時から」など、開催場所であれば「開催場所 〇〇公民館〇〇学習室」などと記載されるのが一般です。しかし、このような客観的な事実を記載する部分について、審査請求人は、変則的な表記を使用し、これを、「シヤレ」、「ギヤグ」、「ジョーク」、「諧謔」であって、閲覧者もそれを踏まえて受け取ることは「疑いもない」、「疑問は生じようもない」と断言しているのです。

(5) しかし、この判断は、自己の感覚のみを判断基準とし、多様な受け止め方をする他の来館者が存在することを全く考慮していないものです。チラシは、その性質上、多数かつ多様な者に見られるものです。だからこそ、事実の部分は誰もが誤解のないよう客観的に記載すべきなのですが、審査請求人は、「シヤレ」、「ギヤグ」、「ジョーク」、「諧謔」等の要素を最重要視し、チラシの閲覧者が多様であること(世代だけに着目しても、児童から高齢者まで幅広い年齢層の方が公民館を利用していることは、審査請求人も十分承知しているはずであります。)に全く配慮することなく、補正前のチラシ

の表記にこだわったものであります。

(6) 処分庁としては、チラシの閲覧者が誤解し、事務室職員に問い合わせをするなど中央公民館の運営にも影響を与えるおそれもあることを考慮して、補正をお願いしたものであります。審査請求人は、「シヤレ」、「ギヤグ」、「ジョーク」、「諧謔」であって、チラシ閲覧者がそのように受け取ることは「疑いもない」、「公民館の管理業務にも支障が生ずることはあり得ない」と繰り返しました。

(7) 話し合いが並行線となったことの背景としては、審査請求人は、自ら認めているとおり、市に対して提起した訴訟の原告であり、当該催し物は、まさにその訴訟をテーマとした集いであったことから、市側とはいかなる譲歩もしないとの考えのもとに、硬化した態度を崩さなかったのかもしれない。反論書の中で、処分庁について「バイアスがかかっていた、あるいは先入観があった」(弁明書5ページ6行目)と記載しておりますが、審査請求人自身がまさにそのような状態であったとの感が否めません。いずれにせよ、チラシの閲覧者が、「シヤレ」、「ギヤグ」、「ジョーク」、「諧謔」と理解するのが当然であり、誤解を生ずるおそれがないと、結論ありきの姿勢を崩さず、話し合いの体をなさなかったのは残念であります。

(8) 処分庁が求めたことは、客観的な事実の表記に関するものであって、審査請求人の催し物の内容に関するものではありません。しかも、チラシの閲覧者が注目する事項であり、補正を求めた動機も閲覧者の誤解の回避と公民館業務の円滑な運営のために、最小限の表記上の修正を求めたのでありますから、適法な行為であることは明らかです。

3 補正を行えば配置するのかわからないという審査請求人の問いかけに対する処分庁の回答が拒否処分には当たらないことについて

(1) 処分庁と審査請求人の交渉は、上記のような状況でしたが、それでも粘り強く説明をしたところ、審査請求人から、補正をしたらチラシの配置を認めるのかという問いかけがありました。この問いかけに対する処分庁の回答をもって、審査請求人は、拒否処分があった旨の主張を展開しておりますが、そこには論理の大きな飛躍があり、合理的説明になっていない点を指摘します。

(2) 審査請求人は、処分庁の「直されたものを見なければわからない」との発言をもって、AやBやCを用いて処分庁の論理的矛盾を説示し、もって処分庁が強引な主張に基づいて配置を拒否したかのような主張をしています。ここで、審査請求人の表現を借りるならば、Aは原案、Bは補正、Cは配置を指すと思われます。そして、A(原案)をB(補正)すればC(配置)するのかわからないという問いに対する処分庁の答えを、A(原案)をB(補正)しても

Ｃ（配置）をしない、と解して、処分庁の論理矛盾を非難し、いかなる対応をしても配置を拒否している」と結論付けているようです。

- （３）しかし、処分庁は、補正をしても配置しないと発言したのではなく、「直されたものを見なければわからない」と発言したものであります。これは、現物を見ないと判断できない旨を伝えただけです。事実、審査請求人は、この段階で、まだチラシの補正は行っておらず、しかも補正がどのような形で行われるか全く不明な状態でした。処分庁が求めたことは、どのような形で補正が行われるか現物を見たいということです。現物を見て判断する主旨で発言したにもかかわらず、審査請求人は拒否があったと曲解したのであります。また、言語上の問題としても「分からない」という表現は「配置しない」とは異なります。判断を保留している表現に過ぎないのですが、これをもって審査請求人は「配置しない」と解釈しました。なぜこのような極端な解釈をしたかについては不明ですが（前述の「バイパス」がかかっていたのかもしれませんが）、いずれにせよ、審査請求人の主張には、論理的に大きな飛躍があり、合理的ではありません。

- （４）繰り返しますが、処分庁の発言は、単に補正後の状態を確認したいという趣旨であって、相手方の行為を拒絶する意味合いは全くないのです。

４ 機関誌「自由と人権」と本件チラシとの取扱いの差が、処分庁の行為の違法性の根拠とはならないことについて

- （１）審査請求人は、自ら発行する機関誌「自由と人権」の取扱いと、本件チラシとの取扱いの違いをもって、処分庁の判断の違法性を主張しておりますので、この点についても反論します。

審査請求人が令和３年２月２５日に持参した機関誌「自由と人権」Ｎｏ３（２０２１．２．２４）」については、処分庁は確かに標記の正確さを指摘しました。それは、同機関誌７ページに記載されていた「裁判ごっこ」の内容について、本件チラシの修正前の表記と同様の表記があったこと、及び本来「東大和市立中央公民館」と表記すべきところ「東大和市公民館」と明記されていたので、その点を指摘したものであります。

- （２）特に「東大和市公民館」の部分には、「立」の字が欠落していることはともかく）、公民館が中央館と４つの地区館の合計５つあるところ（別紙１「東大和市立公民館条例別表第１」参照）、そのうちのどの公民館を指すのか不明であり、また、審査請求人が「２０３法廷（学習室）」と記載して示そうとした「２０３学習室」は、南街公民館にも存在することから（別紙２「東大和市立公民館条例別表第２」参照）、このまま一般の閲覧に供すると混乱の要因になるおそれがあったためであります。その後、社会教育部長も交えそ

の内容を精査しました。社会教育部長は、審査請求人に対して、修正されたチラシの内容と同じようにすることは出来ないか修正を求めました。しかし、審査請求人の態度は、その求めに応じる理由はないとの強硬な姿勢に変化が見られなかったため、結果的に、修正していない機関誌を配置したものであります。審査請求人は、この事をもって、処分庁の判断が誤っている旨主張しますが、これは、チラシと機関誌の違いを無視したもので、全く理由のない主張です。

- （３）本件チラシは、その表記から明らかなように、令和３年３月７日東大和市立中央公民館２０３学習室において開催する「裁判ごっこ」と称する集い一般の市民に知らしめるために作成されたものであります。一方、機関誌「自由と人権」は、同じ名前の団体「自由と人権」あるいはその代表者である審査請求人の意見、主張、感想などを記載した、ある種の広報誌であって、本件チラシのように特定の日時場所に関する事項を伝達することを主たる目的にしているものではありません。現に、当該機関誌「自由と人権」Ｎｏ３（２０２１．２．２４）」には、前述のようにチラシと同様の情報が記載されておりましたが、その記事は、全体８ページのうち７ページ目の下段の囲み記事として記載されており、記事の分量のうち、わずかな部分を占めるにすぎません。目次には記載されず、内容的にも、当該機関誌が取り上げたテーマのうち主たる部分ではなく、副次的な扱いのものであります。そうすると、その機関誌を閲覧した市民が「裁判ごっこ」の記事に着目して、その記載内容の意味を処分庁側に問い合わせておそれば、相当に低いものと思われる。また、その記事に疑問に感じた方も、機関誌の記事である以上、機関誌に記載の連絡先に問い合わせることが十分に考えられます。さらに「裁判ごっこ」を宣伝する当該チラシのほうはすでに補正がなされております。これらのことをも考慮して、配置を認めたものであります。

- （４）チラシと機関誌の機能の違いや、公民館業務に与える影響の度合いなどを勘案すると、異なった取扱いをすることは当然であって、むしろ両者を同じものとして扱い、これを理由に処分庁の判断を違法であるとする審査請求人の主張は、前述の相違点を無視したものであって、失当であります。

５ 証拠書類等の表示

- 別紙１ 東大和市立公民館条例別表第１の写し
別紙２ 東大和市立公民館条例別表第２の写し

東大和市審理員

伊野宮 崇 殿

再反論書

審査請求人

榎本 清

審査請求（2市審第1号）に関する令和3年5月20日付の処分庁の再弁明書に対して、下記のとおり再反論する。

1 再反論の意図と趣旨

処分庁である東大和市立中央公民館館長（以下「館長」と略す）の再弁明の内容が事実と異なることを証明する。また、処分が誤りであったことを認め、その撤回を求める。

以下は行政不服審査とは直接関連するものではないが、処分庁が自主的に行うよう希望する。

- ① 「東大和市こうみんかんだより」最新号に、この間のチラシ配置拒否事件の事実経過と、今般の処分が誤りであったことを掲載すること。
- ② チラシ配置拒否事件に関して、申請人に対する謝罪文を掲載すること。

2 再弁明書記載事実の認否

(1) 本件とは直接的な関係にないが、反論書に添付した証拠「自由と人権 NO3」における「裁判ごっこ」のお知らせについて、一部表記上の不備があったことは認める。

(2) 再弁明書に示されている処分者の主張は事実を歪曲し、根拠のないものであることを指摘し、違法であることを以下に示す。

3 審査請求人（以下「請求人」と略す）の反論

(1) 本件の争点

事件番号「2市審第1号」の争点は以下の3点である。

- ・チラシ等の配置に関して、館長に許可・不許可の権限はあるのか。
- ・館長の対応に配置拒否とされるものがあったか否か。
- ・改変要求が表現の自由侵害にあたるか否か。

これら3点は相互に関連するものではあるが、あえて項目立てに従い、また再弁明書の内容にも必要に応じて触れつつ、以下請求人の主張を述べる。

(2) チラシ等の配置に関して、館長に許可・不許可の権限はあるのか。

チラシ等の配置に関しては、公的施設の直接的な責任者である館長に、許可・不許可の

権限は基本的にあると考えられる。しかしその権限は無制限ではなく、制約されたものである。

いっぽう、地方自治法第244条2項では「普通地方公共団体（中略）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」(カッコ内は引用者)とされている。

また、社会教委法第24条を受け、東大和市立公民館条例が定められ、その第14条を受けて公民館運営事務処理取扱基準が定められている。その公民館運営事務処理取扱基準によれば、掲示物の制限（第7条）として許可しない掲示物を6点あげている。具体的には宗教団体の布教・勧誘に類するもの、営利を目的とするもの、政党・議員等の宣伝に関するもの、人権・プライバシーを侵害するものなどである。

「裁判ごっこ」のチラシ（以下、「当該チラシ」と略す）はこれら6点のいずれにも相当しない。またそのような指摘を館長から受けた覚えもない。そもそも今回の館長の対応は、取扱基準そのものを示してのものではなかった（反論書でも述べたとおり、審査請求をしたのち、弁明書の参考資料として初めて示されたものであり、東大和市のHPにも示されていない）。すなわち、これ以外の理由でチラシの配置を認めないとするならば、館長の処分は公民館運営事務処理取扱基準に従ったものとはいえず、違法である。

(3) 館長の対応に配置拒否とされるものがあったか否か。

〈交渉の過程〉

当該チラシの表記につき、館長と請求人との間で見解の相違があったことは事実である。館長は「公判」と「法廷」の表記に対し、その削除を求めてきた。申請人の説明に対しても、「私にはこれがシヤレだとは思えない」と言い、最後まで配置は認められなかった。いっぽう、同表記について申請人は、次項(4)に示す表現の自由の観点から、改変する必要はないし、改変する気もないと主張した。その意向は交渉の過程で館長に伝えた。

窓口の担当者と申請人とのやり取りは、通常あり得るし、それだけであれば違法でも何でもない。本案件の場合、問題となるのはその先である。

チラシの内容は公民館運営事務処理取扱基準の掲示物の制限に抵触せず、配置することに問題はない。しかし表記の一部について双方に見解の相違があり、合意が得られない場合、配置を認めるのか否かということである。請求人は、当該チラシの配置は当然認められるべきと判断したが、館長の対応は正反対であった。あくまでも改変を求め、実行されなければ配置は認めないという姿勢であった。そうでなければ、請求人から「もし改変すれば、配置を認めるのか」などと聞きはしない。

〈実質的な配置拒否〉

請求人は集会期日が迫っていることもあり、チラシの配置が先決と考え、上記のような質問をしたのだが、「直されたものを見なければわからない」（再弁明書4頁3～4行）と館長は発言し

ている。「わからない」とはどういうことか。この場合、「配置を認めるかどうかはわからない」とと解するのが自然な反応であろう。これを館長は、「審査請求人は拒否があったと曲解した」（同9行）と言い、「論理的に大きな飛躍」（同14～15行）があるとしている。

はたしてそうであろうか。館長の「直されたものを見なければわからない」という返答に対して、申請人は、「配置を認めるかどうかはわからない」（傍点引用者）と理解したが、このことをもって「拒否があったと曲解」（傍点引用者）したとするほうがよほど飛躍している。しかし、むしろ問題が鮮明になるのはその先のことである。

もし申請人から再提出されたものが館長の意にそぐわなかった場合、「これは認められない」と再々提出を迫るのだろうか。その場合、たとえば「これは配置できません」という明確な発言が無かったとしても、「認められない」とされたその時点で、請求者が「チラシ配置が認められなかった」と判断するのは避けられまい。それは初回の提出であろうと、再度の提出であろうと同じ事であるが、執拗な拒否通告を受けた時の方がより事態が鮮明に浮かび上がると考え、あえてここまで言及した。

つまり、チラシ提出者が改変の意志がないことを表明しているにもかかわらず、さらなる改変要求をする、何度も執拗な改変要求を続け、掲示物を受け取らない、これらの行為は、たとえば「配置することは認められない」との発言がなかったとしても、実質的に配置拒否の実態を形成している。これを「補正をお願いしたもの」（再弁明書1頁22行）とすることは詭弁である。

仮にお願いであるならば、申請者には改変を拒否する自由もあるはずであり、そのことが配置の可否に関わるものでないならば、誤解のないように、事前に改変はあくまでも申請者の任意である旨を伝えておくべきである。それをしないで執拗な改変要求をつづけ、当該チラシを受領しない、これは明らかな配置拒否であり、違法である。

〈理不尽な論理展開〉

ここで再弁明書（3.（6）3～4頁）における館長の理不尽な論理展開について触れておく。

申請人は反論書で次のように書いた。「館長は、AをBにしなればCを実行しないと主張をしている。それに対し、『AをBにすればCを実行すると約束するのか』と聞くと、『いやそれは約束できない』と反論する。これは論理的な整合性から言ってもありえない。AをBにするのが前提なのだから、Cの実行を約束できないということは論理的な矛盾である。』（反論書4頁18～21行）

これに対し館長は、申請者の表現として次のように書いている。「A（原案）をB（補正）してもC（配置）をしない、と解して」（3頁36行～4頁1行）としたうえで、「いかなる対価をしても（館長が）配置を拒否している」と結論付けている」（4頁2行 ※カッコ内は引用者）とする。そのうえで「直されたものを見なければわからない」と発言したものであります。」（4頁4～5行）と記述しているのである。※「いかなる対価をしても」の主語が不明だが、前文からの流れを見ると「申請者」がそれにあたるのであろう。

「A（原案）をB（補正）してもC（配置）をしない」「いかなる対価をしても配置を拒否して

いる」と結論付けている」（傍点引用者）。どこでそんなことを申請者が書いたか、またそのように受け取られる表現を申請者がしたか、全く明らかにされていない。

申請者はものごとを分かりやすくするために、3つの要素を記号化し、どこに問題があるのかを示したのに、突然上記のような事実無根の記載をする。また、ものごとを一般化して説明しているにもかかわらず、「直されたもの」などという多様性のある表現が飛び出す。どうしてこのような理不尽な論理展開になるのだろうか。

あえて館長の論理展開に付き合うならば、「直されたもの」とは館長の要求どおりB（補正）されたもの以外にはあり得ない。前提としてそのように示しているにもかかわらず、それが理解できず、多様なBがあるようなことを前提にしてしまっているのであれば、そもそもこんな論理は成り立たない。

申請人が言いたいのは、館長の表現を借りれば、「A（原案）をB（補正）すればC（配置）をする」のは当然としても、「A（原案）をB（補正）しなくともC（配置）する」（傍点申請者）のかということである。この答えを館長には聞きたいものである。

〈オポチュニズム〉

館長は、再弁明書「4.」で「自由と人権通信NO.3」（以下「当該通信」と略す）について触れている。ここでは館長自身が当該通信を配置拒否した理由を忘れたかのように、社会教育部長の対応について正当性をまくしてている。

申請者は、反論書で「（8）後日譚」として上記通信の申請についても指摘した。そこでは次のように書いた。「翌日の26日（金）には、『自由と人権通信NO.3』（添付証拠3）（以下、「当該通信」と略す）の配置を依頼するため中央公民館に持ち込んだ。この通信には改変前の当該チラシ（添付証拠1）とほぼ同様のお知らせが書かれていた。館長からはまたしても、『これはだめだよ』と配置拒否通告された。」（反論書7頁20～23行）

館長は、上記のようにこの通信についても配置拒否をした。その理由は引用文の中にあるとおり、当該チラシと同様の案内表記があるためだった。

当該通信における「裁判ごっこ」のお知らせの中には、「東大和市公民館」の「中央」が脱落していた。これは事実である。申請者はそのことは誤りと認め、そのことに限っての訂正はやらさかではなかった。しかしながら、館長はそこより「公判」「法廷」の字句にこだわって、「これはダメだよ」と言って配置を認めようとはしなかったのである。そのため館長との交渉を切り上げ、その上司である社会教育部長との当該通信は配置されることとなったのである。

館長は、チラシと通信の違いについて繰り返し述べてはいるが、その内容について、今は踏み込むつもりはない。ただ、両者の市民に与える影響は程度問題であり、本質的な違いはなしとだけ指摘しておく。

ここではその違いより、館長の変わり身の早さ、姿勢の異様さについて指摘しておきたい。宮仕えである公民館館長が上司の意見に従わざるを得ないのはわかるとしても、前言を覆すのであれば、それなりの作法というものがあろう。昨日まである掲示物を拒否していた人物が、今日は

同じ掲示物を容認する正当性を長々と述べる。まことに浅はかというか、珍妙な現象である。これをオボチュニズム・風見鶏・日和見主義・ご都合主義という。こういう姿勢をとる人物は、世間からの信頼が一般的に得られない。

〈改変の任意性が担保されていたか〉

そもそも公民館運営事務処理取扱基準の掲示物の制限に抵触しないチラシについて、字句について意見を言うことはできても、館長の立場からすれば「認める」も「認めない」もない。そもそもそんな権限はないのである。

字句に多少納得できないことがあっても、それを指摘したうえで申請者が容認しないのであれば、そのまま受領して配置すればいいだけの話である。それをあたかも権力者のごとく「これは認められない」などと言うからいらいぬ混乱が生じるのである。そしてその責任を市民に転嫁する。その手法が（申請者の）「論理の飛躍」、「曲解」、という決めつけである。

申請者としても内容的に納得できるものであれば、訂正に応じるつもりはある。誤りを指定していただいて感謝することさえある。しかし、表現に関わる記載についてまで介入し、その改変を迫られた場合は話が違う。

あくまでも字句の改変は任意であることを事前に示して協力を仰ぐ、それでも協力が得られない場合は受領して配置するという対応が公民館窓口には求められるのである。

〈行政担当者としての適格性〉

申請人は、不当な権力行使に対しては抗議と訂正、場合によっては謝罪を求めるものであるが、行政一般に対して対抗意識を持つものではない。ここでたくさん述べる気はないが、東大和市議会の当該陳情に対する不当な取り扱いについて司法に申し立てをしていることもその一環である。

しかるに、館長は、申請人が東大和市に対する訴訟の原告であることから、「市側とはいかなる譲歩もしないとの考えのもとに、硬化した態度を崩さなかったもの」（再弁明書 3 頁 10～11 行）と一方的に申請人のことを推定している。これは事実認識もはなはだしといわざるを得ない。そのような先入観をもって市民と対応することがすでにバイアスがかかっていると反論書で指摘してもいい。その事実とは、「営利、政治、宗教に関わるものでなければ配布内容は自由であり、館長の関与が一切許されない」（弁明書 4 頁 9～10 行）と申請人が主張していることを示した館長の文面にもそれは現れている。反論書でも述べたが、申請人はそのような主張はしてはいないのである。

後にも述べるように、本件は表現の自由とも密接に関わる問題であるため、館長の不当な要求を黙って見過ごすことはできなかったのである。申請人が東大和市行政一般に対抗意識を持っているかのごとき館長の先入観こそ、市民と向き合う行政担当者として改めるべきものである。

〈曲解と詭弁〉

行政不服審査請求を出した当初、館長が事実をしつかりと認識し、みずからの対応の誤りを認め謝罪するならば、申請人は全てを水に流し和解するつもりであった。しかしながら、弁明書や再弁

明書の記述を見る限り、それは幻想であったと考えざるを得ない。

館長は、2 月「24 日には補正は求めたものの、拒否処分をした認識はありません」（弁明書 5 頁 5～6 行）と述べている。また、同じ弁明書で「この一連の流れを見ると、24 日（水）にチラシの配置について申請をしたものの、館長の説明でそれをいったん取り下げ、翌日の 25 日（木）に、再度の申請をしてきたものと理解するのが自然です。」（5 時 6～8 行）と、まるで申請者が館長の要求に納得し、すすんで字句を改変したかのごとき主張をしている。さらに「そうすると請求人が認める 24 日（水）の拒否処分は存在しないので、存在しない処分に対して、その取り消しを求めて審査請求することはできないのですから、頭書のとおり、本件審査請求は、却下すべきものです。」（5 頁 13～16 行）とまで主張している。

これが事実と異なり、みずからの都合のいいように練り直した作文であることは、これまで述べてきたことで明らかである。このように主張する人物は、自動車接触事故を起こしても、接触に気づかなかつたから罪はない、被害者が訴えなかったから事件は無かつたことになる主張するのであるうか。そのような言い逃れは刑事事件では決して通らないのと同様、行政不服審査でも許してはならないことである。

申請人は館長の要求を了解して字句を改変したわけではない。あくまでも集会期日が迫っていたことから、配置を認めてもらうために自己の思想的な心情を折り曲げ、字句を改変して再提出したに過ぎない。申請人がこの件に納得していないこと、このことに関して然るべき手続きをとる用意があることは、2 月 26 日にも館長にも伝えており、当人もよもや忘れたとは言われないであろう。

（4）改変要求が表現の自由侵害にあたるか否か。

館長の指示が「公判」と「法廷」の削除であり、それがなされないと配置は認められないという対応であったことは前項で示したとおりである。

〈館長の主張〉

字句の改変の任意性が担保されているという条件付きではあるが、館長の主張する「開催日時や開催場所を確認する部分（中略、一般的な表記」（再弁明書 2 頁 22～23 行 カッコ内は筆者）があることは（館長がここで示している用例が正しいかどうかは置くとしても）認められることである。いっぽう、申請人の記載したチラシの語句が「変則的な表記」（同 26 行）であることも確かである。また、「児童から高齢者まで幅広い年齢層の方が公民館を利用している」（再弁明書 2 頁 34～35 行）ということも申請人は承知している。その意味で「誤解のないよう客観的に記載すべきもの」（同 32 行）という主張も理解できないわけではない。

〈一般的な表記と変則的な表記〉

ではなぜ申請人は一般的な表記をせず、あえて変則的な表記をしたのかと言えば、日時と場所の表記方法が「裁判ごっこ」というテーマに合わせたものだったからである。すなわち、日時や場所の表記も含めて、このチラシの内容そのものが「裁判ごっこ」というパロディを形成していると考えられるものである。もちろんパロディとしての表現であるとしても、肝心な内

啓や日時、場所が伝わらないようでは元も子もない。そのぎりぎりの調整の結果が、「裁判ごっこ」というチラシとして結実したというしかない。

なぜパロディーかということは、ここでは直接関係のない事なので、あえて触れないが、少なくともチラシ製作者はそれを選択したことであり、その選択の変更を迫るような施設管理者側の権限はないということのみ指摘しておく。

だからと言って、チラシが大衆的な場で配布される以上、理由もなく個人を誹謗中傷すること、基本的な人権を侵すような表現が許されると考えているわけではない。それは公民館運営事務取扱取扱基準があるうとならうと、倫理性の問題として拮抗すべきモラルラインである。その点から言っても、今回のチラシの内容がモラルラインを越えているとはまったく考えていない。

〈表現の自由の侵害〉

モラルラインはともかくとして、チラシの表現内容、字句の用い方についてはこれが正解というような基準はない。あくまでも表現者の意向に沿って決定されるものであり、そこそが表現の自由にかかわるものである。館長にとっては改変すべき表現と映るうが、チラシを制作した側にとっては侵され難き思いが込められているものである。その意味で「公判日時」をだんなる「日時」にし、「法廷」の字句を削除するということは、制作者にとって耐えがたい苦痛であった。

この項の初めで述べたとおり、それでも字句の改変についての任意性の担保があれば、館長との応答はもう少し健全なものになっていたかも知れない。しかし残念ながら館長からはそのような任意性が一度も示されることは無かった。ただおのれの感覚のみを基準として「私にはこれがシャレとは思えない」と繰り返し主張し、改変がされなければ配置は認められないという。配置をしないということは、まさに最後通告である。

〈憲法違反の事実〉

これ以降のことについてはすでに前項で触れたのでここでは繰り返さない。しかし配置を盾に改変を迫るという権力的な対応は、明らかに憲法 21 条の表現の自由を侵しており、ひいては集会・結社の自由の侵害にもあたると。館長の対応は、憲法第 99 条の憲法尊重擁護の義務を負う公務員としての自覚がまったくないことを示しているが、そのことを含めて本件は表現の自由や集会・結社の自由を侵す憲法違反の事案であることを重ねて指摘しておかねばならない。

証拠文書

1. 日本国憲法 21 条・憲法 99 条
 2. 地歩自治法第 244 条 2 項
 3. 社会教育法
- 併せて別紙 1 に表記

「第 2 回裁判ごっこ」チラシ配置について(前編)

【配置拒否ではないけれど】

チラシ配置拒否事件以降、チラシ等の受付窓口では、「検討させてください」といわれることが多くなった。以前は時間をかけずとも、すぐに配置の手続きを進めたくれたものだ。東大和市を相手どっての裁判や、行政不服審査請求と直接関係するか否かは判然とはしない。

このような傾向は教育委員会所管の施設（公民館・図書館等）、市役所所管の施設（市役所ロビー・市民センター・集会所・地区会館）等を問わず顕著です。勘繰れば、公民館での「から騒ぎ」が波及して、市当局も警戒しだしたということなのかもしれない。

もちろんチラシ 1 枚などすぐに内容確認できるはずのもので、そのたびに抗議と即断での受領要求はしている。しかしそれで応じるところ、頑強に抵抗するところなどさまざま。

【法的な根拠】

今回のチラシ配置拒否事件を通して疑問に思ったことなのだが、そもそも東大和市の中央公民館長の判断が、他の施設に及ぶという法的根拠がどこにあるのかということである。

公民館の設置や運営は、社会教育法や公民館条例、公民館条例施行規則、ならびに公民館事務取扱基準にのっとってなされる。中央公民館長の許可権限もこれらの法律・法規に従って与えられている。とするなら、中央公民館長の権限が及ぶ範囲は、中央公民館と地区公民館までであり、図書館や市役所関係の施設に関しては含まれないと考えるのが順当である。

中央公民館長の判断に準じて他の施設が対応するなら、それはあくまでも「援用」という扱いになるだろう。そのさいによく引き合いに出されるのが、「全庁的対応」という言葉だ。「全庁的対応」が必要であるかどうかはともかく、もしそうするなら、全庁的対応基準を定めるべきだろう。それをせずに、中央公民館長の判断に「右へ倣え」をするのは職務怠慢ですらあるだろう。

【意趣返し？】

新型コロナが広始め、第1回目の緊急事態宣言が出されたころ、集会チラシに感染防止のための注意書き（事前連絡・体調確認・マスク着用など）が求められたことがある（それは今も継続している）。そのころ、公民館窓口でもまだその呼びかけが徹底しておらず、こちらに記載しないまま配布枚数を仕分けし、各窓口に持ち込んだことがある。

中央公民館を除く他の施設の窓口にはすでに配布依頼し、中には申請書まで出したところもあり、市の交換便で各施設に配るまでになっていた。中央公民館も最後にはなってしまったが、いったんは受け取ってもらえた。しかしその後、中央公民館長からこのままではだめだという連絡があり、公民館は言わずもがな、それ以外の施設に関しても、すべての施設で配布にストップがかけられた。中央公民館長が他の部署まで回って（連絡して？）ストップをかけたということがわかり、越権行為だと、強硬に抗議したことがある。今回の件が、まさかその意趣返しではないと思いたいが、どうであろう。

感染対策の記入はあくまでも任意であるはず。少なくとも法的な裏付けのある規制ではない。言ってみれば「お願い」レベルのことである。丁寧に話してくれれば理解できないわけでもない。もし未記入であろうとも、事情を説明し、参加者に同様の対応をとらせればすむ話である。それをしゃくし定規に守り、本人に連絡もしないまま、一方的に回収し、しかも越権にあたることまでするなど今後同断、けして容認することはできない。

【いずれはあなたも……】

話は飛んでしまったが、このような事例は私に対してだけではないようだ。何人かの方に話を聞いたのだが、すべてのチラシ配置依頼者にこのような対応をしているわけではなさそう。特定の人（いわば「要注意人物」）や内容に絞っているようだ。

中央公民館でチラシ配置拒否をされた以外は、これまでのところ結果的には配架してもらっているが、このことはほっておいていいはずがない。今のところは一部の者、内容に限られても、これが他に及ばないという保証はない。

火はボヤのうちに消しておかないと大火事になる。続編にも書いたが、今後、国民投票法改定案が成立し、憲法改定論議が話題に上がってくると「政治的」などの理由で、市民のチラシなどにも規制がかけられる恐れもある。警戒すべきことだ。



「第2回裁判ごっこ」チラシ配置について(続編)

—15日から22日までのこと—

「前編」で書いたようなことの具体例として、以下のようなことがあった。今後の役に立つかもしれないので、参考までにそのドタバタ劇を記しておく。

【15日のこと】

第2回「裁判ごっこ」の案内チラシは、5月19日（水）の午前中に印刷、仕分けして昼までにはすべての窓口で配った。秘書広報課を除くすべての窓口で受領してもらったので、すでに各館・会館・集会所・図書館などにすでに配置されているものと思い込んでいた。

秘書広報課については、受領はしたが検討したいとのことだったので（担当の広報係長は会議中だったが、その時は一時顔を見せた）、チラシは預けたままだった。係長には連絡をよこすよう伝え、その場を辞した。

【21 日のこと―秘書広報課で―】

秘書広報課からいつまでたっても連絡がないので、21 日（金）午後、こちらから出向いた。係長によれば、いま全庁的に検討中だという。そんなはずはない、他の窓口ではすべて受領したので、すでに配られているはずだと反論。

それにしても電話一本ぐらいなぜよこさなかったと問い詰めると、（こちらが連絡するように伝えたことは承知していたらしいが、）「私は連絡することは約束しなかった」とのたまう。そして平然としている。空いた口がふさがらないとはこのことだ。そんなことは言われなくともするのが社会常識だろうが！

まるで子供の言い訳だ。こんな輩は、民間の会社だったら絶対に務まりっこない。個人的な資質の問題なのか、それとも市役所職員全体のレベルがここまで退化してしまったのか、あきれてものも言えない。

かといって、このままものを言わないわけにはいかないので、係長と地域振興課まで同行した。

【21 日のこと―地域振興課で―】

驚いたことに、広報係長の言っていたことは事実だった。ここでもまた、なぜ電話一本よこさなかったのかと地域振興課長に抗議。この調子では公民館・図書館も同じである可能性が高い。

地域振興課から中央公民館に電話してもらい、館長が地域振興課に来ることになった。

図書館には自分の携帯で電話する。やはり未配置であることを確認。「右へ倣え」の横の連絡だけは迅速だ。

なぜ連絡してこなかったと抗議しても、事の重大さが理解できなかったのか、なぜ怒っているのかという態度。「誤りもしないのか！」と口に出したら、不承不承という感じで謝罪した。窓口対応の質の低下は秘書広報課だけではなかったようだ。

【21 日のこと―中央公民館長と―】

3 階で待つことしばし、中央公民館長が汗をかきながら飛んできた。（※前館長の佐伯氏は、2021 年 4 月で他課に異動したので、新館長越中氏である。）

越中新館長によると、氏が社会許育部長に相談、部長と地域振興課長、産業振興課長（ファーマーズセンター所管）中央公民館長が鳩首会談をしたらしい。その場ではとりあえずチラシ配置は保留にし、榎本に字句の変更の意志はないかを確認したうえで、今後の対応を考えるということになったようだ。

館長は、チラシ配置が保留になっていることを連絡しなかったのは申し訳ないと平謝りだった。そして、今日は社会教育部長が出張中なので、役所に戻ったら連絡するとのこと。

納得できる始末ではないが、まずは待つしかないと考え、いったん自宅に引き上げた。

【21 日のこと―電話で―】

夕食をとろうかという頃になって、恋焦がれていた社会教育部長から電話が入る。通信の配置保留に引き続き、これで社会教育部長とは 2 度目のやり取りだ。

まず、誰と誰が集まり、チラシを保留にした主（ぬし）はだれなのかを訊く。集まったのは中央公民館長の言っていたとおりの 5 人、配置保留にした最終的な責任者は社会教育部長だということは認めた。そのうえで部長はこちらに確認を求めてきた。表記を変える気はないかどうか。もちろんそんな気はない。そのことをめぐって、前中央公民館長と行政不服審査請求をしているのだ。

チラシはそちらで止めたのだから、明日中にあなたの責任で配置してもらいたいと要求した。部長は努力しますという返事。そのうえで部長は、チラシに文書を添付したいのだが、それはどうかという。

この時点では「裁判ごっこ」のチラシに対して添付するのかと考えていたので、それは絶対に認められないと返事しておいた。もしこちらが想定していたような文書添付がなされるなら、当該チラシの内容に介入を許すことになる。

部長はそれでも文書を添付したいという。こちらは認められないと平行線。

電話での話し合いはそこまでだった。

※この電話でのやり取りの中で、対応を全庁的に統一するのなら、窓口も一つにしてほしいと要望して

おいた（個人的には、必ずしもそれを希望するわけではない）。チラシ配置を頼むためには 3 か所か

ら5か所回らなければならない。これをひとつにまとめてくれれば時間と労力が省ける。もちろん、各館ごとに仕分けしてチラシを持ち込むのが前提だ。

【22日のこと—中央公民館で—】

翌日22日（土）にどのような結果になっているか、中央公民館に行ってみた。

館長が出てきて、こうなりましてと言ってチラシラックのそばに貼られている用紙を示した。

当該チラシに対しての掲示ではなく、配置してあるチラシ全体に対して施設管理者が伝える内容になっている（画像データ参照）。チラシが配置してある他の施設についても同様のものが貼ってあるらしい。

社会教育部長が言っていた内容が初めからこれだったのか、こちらの否認があったからこのような掲示になったのかは定かではない。

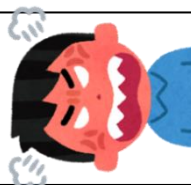
掲示の内容については異見もあるが、少なくとも前館長のように硬直的、一方的な対応ではなく、柔軟に対処してくれたことは素直に評価したい。

各施設では、チラシ、ポスター、機関誌等の記載内容についてのお問合せには一切対応いたしかねますので、それぞれの主催者等にお問合せください。

管理者

いーたい

ほーだい



ミャンマーの民主化が2月の軍事クーデターによって潰えてからすでに4ヶ月経つ。日本政府は経済制裁を課す意志はなく、軍政に加担し、国軍によるミャンマー市民への弾圧と虐殺を許していると見られている。ミャンマー市民や良識的な国際世論からの評価は低い。そして私たち国民もその一端に連なっている。

このことにかぎらない。スリランカ人のウィシュマ・サンダマリさんが入管当局によって「殺された」のも、ガザで罪もないパレスチナの子どもたちが傷つき、殺されるのも同じことだ。それらを知ったうえで何もしないのは、黙って見過ごすのと同じことだとの自覚を持ち続けたい。

日本は平和で豊かな民主主義国家だと大多数の日本国民が思っているようだ。ミャンマーのように軍が市民、国民を傷つけ、拘束し、殺してしまうなどということは絶対に考えられないと誰もが思っているだろう。だが、本当にそうか。

日本には、ミャンマーのように民主主義のために行動する人々がほとんどいないと考えてみよう。街に出てみんなで道路をふさいで意思表示することもない。選挙には半分ぐらいの人たちが行かないし、行ったとしても「共産党」（実在する日本共産党のことではなく、象徴として使っている。念のため付け加える。）に投票することはあまりない。選挙によって現政権がひっくり返り、正反対の政策が実施されるなど全く考えられない。そのような社会状況のなかで、自衛隊という軍隊が独自の意志をもって動き出す（いわゆる「クーデター」だ）ことなどあるだろうか。

つまり、日本には軍隊が出動するような緊迫した事態には至らない「民主的な」国家だということだ。政府への批判も含め、何でも言えるし、どこにでも行ける。金さえあれば何でも買える、そんな「素敵な民主国家」だとみんな思っている。

逆説的に言えばこうなる。日本には民主主義はないからクーデターすら起こらない。いっぽうのミャンマーには民主主義が実在しているから、軍隊の暴力的な弾圧の嵐にさらされた。ミャンマーでの事態は、まさに裏返ししの日本の真実ではないか。遠い国のことではない。我々自身の問題とは考えなくてはならない。

こういえば、次のような反論が必ず返ってくる。日本とミャンマーは経済レベルも安全保障環境も違う。同じようには比べられない。……そうだろうか。

今の生活と環境を（つまり、その「快適な」生活環境を）を保ったままで、私やあなたがミャンマーに住んでいると仮定してみよう。それを失う危険を侵してまで、軍隊を前にして立ち上がるだろうか。もし「NO」ならば、日本でも永遠に立ち上がることはないだろう。